

令和5年5月16日

一般社団法人鳥取県労働基準協会 会長 殿

鳥 取 労 働 局  
中国運輸局鳥取運輸支局

トラック事業者の長時間の恒常的な荷待ちの改善に向けた  
取組に対するご理解とご協力のお願について

日頃より、労働行政及び運輸行政の推進につきましては、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

道路貨物運送業は、他の業種に比べて長時間労働の実態にあり、過労死等の労災支給決定件数が最も多い業種であることから、トラック運転者の長時間労働の是正等の働き方改革を一層積極的に進める必要があります。

しかしながら、道路貨物運送業における長時間労働の要因の中には、取引慣行など個々の事業主の努力だけでは見直すことが困難なものがあり、トラック運転者の労働環境の改善に向け、荷主等（発荷主、着荷主、元請運送事業者）に対して、鳥取運輸支局においては長時間の荷待ち等、荷主の違反原因行為が疑われる場合には法に基づく働きかけ・要請等を、鳥取労働局においては恒常的な荷待ちを発生させないこと等についての要請等をそれぞれ実施しているところです。

つきましては、上記の事情についてご理解いただき、同封の要請文及び別添資料等のほか、下記ホームページを活用していただくなどにより、貴会から会員の皆さまへの周知方お願い申し上げます。

記

自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト  
<https://driver-roudou-jikan.mhlw.go.jp/>

